

10. 重点的に取り組む施策

本町が重点的に取り組む施策は、以下のとおりです。

重点施策1：町による簡易耐震診断実施に向けた研修
重点施策2：既存住宅耐震化改修費補助事業の創設
重点施策3：スポーツセンター、総合福祉センターの耐震診断・改修の実施

(1) 町による簡易耐震診断実施に向けた研修

現在、胆振支庁では無料の簡易耐震診断を実施しており、本町においても希望者は紹介しているところですが、室蘭まで行かなければならないなど、希望者の不便も多いことから、町職員が研修し、町において簡易耐震診断を実施できる体制を構築します。

名 称	無料簡易耐震診断
概 要	町職員による無料の簡易耐震診断を実施し、町民負担を軽減するとともに、速やかな助成の実施を目指し、当面は町職員の研修を実施しなるべく早い時期に実施する。
主 体	厚真町
時 期	前期（平成20年4月～平成21年4月）
備 考	平成22年4月からの診断実施を目指す。

(2) 既存住宅耐震化改修費補助事業の創設

国及び北海道の耐震改修助成と連動して、耐震化改修費補助事業を創設します。

国及び北海道の助成制度に変更があった場合には、その内容にあわせて町の助成制度を適宜変更します。

名 称	厚真町既存住宅耐震診断事業
概 要	厚真町内にある既存住宅の耐震診断を行う者に対して、その費用の一部を助成し、既存住宅の耐震改修の促進を図ることを目的とする
主 体	厚真町
時 期	平成 21 年 4 月より
備 考	対象住宅は、昭和 56 年以前の旧耐震基準で建てられた町内の戸建て住宅や共同住宅等（各種要件あり）に対し、住宅の面積等に応じて、診断費用の一部を補助、ただし上限あり。

名 称	厚真町既存住宅改修事業
概 要	厚真町内にある既存住宅の耐震改修を行う者に対して、その費用の一部を助成し、既存住宅の耐震改修の促進を図り、建物の倒壊等による地震被害の軽減を目的とする。
主 体	厚真町
時 期	平成 21 年 4 月より
備 考	対象住宅は、昭和 56 年以前の旧耐震基準で建てられた町内の戸建て住宅や共同住宅等（各種要件あり）に対し、耐震改修費用の一部を補助。また、各種税の減税を受けるための証明書を発行

(3) スポーツセンター、総合福祉センターの耐震診断・改修の実施

特定建築物であるスポーツセンターと不特定多数のものが使用する大規模施設である総合福祉センターについては、耐震性が未確認なことから速やかに耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修を実施します。

名 称	スポーツセンター・総合福祉センター耐震改修事業
概 要	スポーツセンター、総合福祉センターについて耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修を実施する。
主 体	厚真町
時 期	平成 20 年度：スポーツセンター、総合福祉センターの耐震診断 その後、診断結果を踏まえ、必要に応じて改修の実施予定
備 考	耐震診断の結果により、耐震改修の実施時期は適宜変更